

## PTA 細則：本部役員選出ルール

令和5年12月22日 作成

### [1. 役職]

1-1. 本部役員の役職は以下のとおりとする。

会長：	1名
副会長：	1名
書記：	1名
会計：	1名
会計監査：	1名
-----	
合計：	5名

### [2. 任期]

2-1. 本部役員の任期は1年間とする。

### [3. 選出の流れ]

11月上旬

現本部役員から該当学年に、新本部役員の選出依頼をする。

～12月末

各学年で選出者を決定する。(決まらない場合は現本部役員に相談)

～1月上旬

全学年の選出者が決まり次第、選出者同士で担当役職を決定する。

決まり次第、現本部役員へ報告する。

2月中旬

第3回PTA役員理事会で、来年度の本部役員を発表、確認する。

※本部役員選出は現本部役員主導で行うこと。

### [4. 選出方法]

4-1. 上の学部・学年から優先的に選出する。

4-2. 1つの学年から1名を選出する。

4-3. 海外籍の保護者については、意思疎通の状況を考慮すること。

4-4. 高3からは本部役員を選出しない

- 4-5. 選出対象が0人の学年がある場合、直近の下の学年から選出する  
例)中3の選出対象が0の場合、  
通常： 高2・高1・中3・中2・中1  
変更後：高2・高1・中2・中1・小6
- 4-6. 兄弟姉妹などで、本部役員選出対象に複数名の生徒がいる場合、  
一番上の子の学年だけ対象とする。  
例) 上の子が高1、下の子が中2の場合、高1側のみ対象。  
中2からは対象外とする。
- 4-7. 双子の兄弟姉妹で、1学年に複数名の子供がいる場合、  
子供1人としてカウントする。  
例) 同じ学年に子供が5名、4家庭である場合、4名の保護者が対象。

#### [5. 役職決定方法]

- 5-1. 本部役員の役職は、選出者が話し合い決定する。

#### [6. 理事関係]

- 6-1. 本部役員と理事は兼任できないものとする。  
6-2. 理事より本部役員を優先的に選出する。

#### [7. 任期満了後について]

- 7-1. 本部役員は、次年度の担当者へ以下のように引継ぎを行うこと。  
・会長は、担当年度の資料をひとつのファイルにまとめておく。  
(特に伝えておきたい点はメモなどを残しておく。)  
・次年度の第1回PTA役員理事会で、次年度の会長にファイルを渡す。
- 7-2. 本部役員を担当した者は、翌年度は本部役員と理事は担当しない。  
但し、本人からの希望がある場合はこの限りではない。

#### [8. その他]

- 8-1. 上記内容以外については、本部役員が話し合い決定するものとする。  
8-2. 当ルールはPTA会則の変更を妨げるものではない。